

平成13年  
4月1日  
スタート

# 公正で開かれた町政を目指して

## 情報公開制度(条例)・個人情報保護制度(条例)

### 情報公開制度とは

町民の皆さんから公文書等の公開を請求する権利について明確にした制度で、町並びに関係機関の保有する情報の一層の公開を図り、町民の参加と合意の下に、公正で開かれた町政の実現を目指すものです。

なお、公開の対象となる公文書は平成10年4月1日以降に作成された公文書で、申請の受付は条例施行日の平成13年4月1日です。

### 情報公開制度を実施する機関

情報を公開する機関は、次の8機関です。(実施機関といえます。)

町・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・町営東陽食肉センター・議会

### 対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(磁気テープ・録画テープ・磁気ディスク・光ディスク・フロッピーディスク等)などで、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実

施機関が管理しているものが対象となります。

### 情報公開を請求できる人

- ◆町内に住所がある方
- ◆町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ◆町内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ◆町内に存する学校に在学する方
- ◆町税の納税義務のある方
- ◆町が行う事務事業に利害関係がある方

### 公開情報・非公開情報

町等が保有する情報は、原則公開としています。

個人のプライバシーに関するものなど次のような内容が記録されている場合は、非公開となるものもあります。

◆個人情報で特定個人が識別されるもの。ただし、プライバシーの侵害にあたらないものは除きます。

◆事業を営む方の権利、又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活等を保護するためが必要と認められるものを除きます。

◆公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの。

◆町事業等の審議・検討・協議過程にあるもので、公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、不当に町民の間に混乱等を及ぼすおそれのあるもの。

◆監査、検査、取り締まり又は試験などに関するもので、公開することにより、町の事業等の公正又は適正な意志形成に支障を及ぼすおそれのあるもの。

◆法令又は条例の規定により公開できないとされているもの。

◆公開できる情報と非公開

となる情報が一緒に記録されている場合は、非公開とす。

### 個人情報保護制度とは

町が行う個人情報の取り扱いに必要なるルールを定め、自分の情報を見たり、情報の誤りを正したりする権利などを保障することにより、町民の皆さんのプライバシー(個人情報)をより一層保護し、公正で信頼される町政の実現を目指すものです。

なお、制度の開始日は条例施行日の平成13年4月1日です。

### 個人情報保護制度を実施する機関

実施する機関は、次の8機関です。(実施機関といえます。)

町・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・町営東陽食肉センター・議会

### 対象となる個人情報

町が収集、利用、管理している個人情報で、特定の個人が識別できるものをいいます。具体的には、氏名・住所・生年月日・職業・学

歴・収入・財産その他一切の事実、評価などです。

### 個人情報の保護に3つの責務を定めています

#### ①実施機関の責務

実施機関は、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び町民の皆さんの意識啓発に努める。

#### ②事業者の責務

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努める